

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第8号

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第1号中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の205」を「100分の215」に、「100分の146.5」を「100分の151.5」に、「100分の245」を「100分の255」に改め、同項第2号中「100分の111」を「100分の116」に、「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の132」を「100分の137」に、「100分の146.5」を「100分の151.5」に改め、同項第3号中「100分の99.5」を「100分の104.5」に、「100分の119.5」を「100分の124.5」に改め、同項第4号中「100分の91」を「100分の96」に、「100分の110」を「100分の115」に改める。

第24条第1項第1号中「100分の50.75」を「100分の53.25」に、「100分の60.75」を「100分の63.25」に改め、同項第2号中「100分の47.25」を「100分の49.75」に、「100分の57.25」を「100分の59.75」に改め、同項第3号中「100分の45.25」を「100分の47.75」に、「100分の55.25」を「100分の57.75」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和6年12月1日から適用する。